

## 令和2年 第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日（月）  
午前10時00分から午前11時10分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員（44人）  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美  
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平  
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝  
13番 長鉾忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴  
17番 松本正幸  
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明  
24番 市本裕司 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文  
29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修  
33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽  
38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子  
42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行  
46番 石田 勉
4. 欠席委員（2人）  
農業委員 無し  
推進委員 25番 下山史朗 37番 池田和道
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第58号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
日程第6 報告第24号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止め  
について  
日程第7 報告第25号 農地転用の制限の例外に係る届出について  
日程第8 報告第26号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用  
届出について

日程第9 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に  
ついて

その他

**6. 農業委員会事務局職員**

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕  
山本知実

**7. 会議の概要**

(午前10時00分 開会)

事務局長 事務連絡が長くなりまして、総会の開会が遅れておりますけれども、改めまして皆さんおはようございます。  
ただいまから令和2年10月総会を開会いたします。  
それでは、まず会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長 おはようございます。ご苦勞さまです。  
台風14号のほうも非常に心配がされましたけど、太平洋の南のほうを通過したということで、この辺りには被害がなかったということで一安心というところがございます。今年是非常に厳しい気象条件の年でありまして、作況指数のほうもただいまのところ県北部は100というようなことが出ておりますけど、今後どれぐらいの形になっていくか、トビイロウンカの被害等もあるということでございまして、厳しい年ではないかというふうに思ひます。また、今収穫の時期で柿等も収穫する時期でございまして、なかなか厳しいのではなかろうかというふうに思ひております。気象条件等もしょうもございませぬけど、頑張っていきたいというふうに思ひます。  
皆さんにおかれましては、利用状況調査、非常にご苦勞をかけたというふうに思ひます。忙しい農繁期の中、調査が行われたというところだったというふうに思ひました。この活動をいかに今後につなげていくかというところが残っているというふうに思ひます。今後もよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。  
それでは、10月総会を開始したいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

事務局長 それでは、本日の欠席委員はゼロ名で、出席委員は19名中19名、定足数に達しておりますので、10月総会は成立してあります。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行について会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は6番委員、7番委員を指名いたします。

日程2、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は3件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人2名が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆1、705㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。

議題の1についてご説明いたします。

10月4日に譲受人立会いの下に農業委員と推進委員が現地調査をいたしましたのでご報告いたします。権利移転する事由の詳細ですけれども、ここ当該地につきましては譲受人が親の代から預かって耕作をしております。譲渡人の親たちがこの地を離れた後、隣接してあった住居ももう既になくなり、土地も管理する者もおりません。譲渡人たちは北房に戻る意思も耕作する意思もなく、高齢になってきまして、長年耕作してきた譲受人にもらってほしいと希望してきたものです。譲受人の耕作状況でありますけれども、譲受人は現在自己所有地、あるいは預かっている土地を含めて約3町の農地を効率的に耕作して、良好な農業経営をしております。当該地は十分に管理され耕作されており、引き続き自ら耕作すると見込まれます。また、長年耕作してきたものでありますから、地域との調和要件についても十分満たしております。その他の指摘事項としては特にありません。審議よろしく申し上げます。

それから、余談ではありますが、今回資料に住宅地図を添付してくださって、迷わず行くことができ非常にありがたかったです。事務局に感謝いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、勝山の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく勝山の譲受人に、申請農地、畑2筆517㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号2について説明します。

去る10月2日、譲受人と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は近所で、また同級生でありまして、譲受人は申請地の家の裏でもあり、約20年間借用し、耕作を続けておりました。譲渡人は高齢で、また最近夫婦とも入院中で、譲受人と協議の結果、売買の話がまとまり、申請するものでございます。譲受人の耕作状況は、畑1、700㎡、田んぼ2、600㎡を耕作して、息子夫婦も同居し、息子も耕作を手伝い、所有農機具はトラクター、管理機ともに1台ずつ所有し、問題ないと思っておりますのでご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、田6筆8、671㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番委員です。

議案番号3番について、今月4日に調査してまいりました。譲受人と譲渡人は親子で、高齢のため、同居人の長女へ譲り渡すものであります。譲渡人及び譲受人夫婦と譲受人の子供、子供は長男ですが、4人暮らしで、今までも譲受人が耕作しており、今後も耕作するものであります。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家であり、現在も60アールの水稻を営んでおります。トラクター、田植機を所有し、申請農地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第56号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第56号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（          ）は、現在この申請地で農業をしておりますが、申請地に隣接する保育園より保護者及び職員の駐車場として貸してほしいとの要請を受けて、申請人が露天駐車場に整備し賃貸する目的で、田1筆567㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。農地区分は、この申請地は                    の敷地からおおむね300m以内に位置するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成          万円。費用の内訳として、          万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号1について、9月22日に申請人と、それから施工予定業者から説明を受けましたので確認の報告をさせていただきます。転用しようとする事由についてですけれども、先ほど事務局から説明があったとおりでございますが、補足といたしまして、保育園の敷地が狭く、駐車スペースが現在空きスペースに10台弱しか止められない状況にあります。そのため、職員駐車場を約150mほど離れた別の宅地に借りているとのことです。それから、申請地の位置等ですけれども、申請地は[ ]より西方へ約150m、[ ]の南側約40mに位置しております。周囲の状況ですけれども、東側、西側、南側が田、北側が宅地となっております。周辺農地への影響ですけれども、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は田面より50センチから60センチ程度の盛土による碎石敷きの露天駐車場であり、日照、通風等に支障はないと思われます。排水は自然浸透、余水はフリームで受けて、農業用水路に排水する計画であり、所属する土地改良区には駐車場に転用する同意を得ております。その他指摘事項としては、特にありません。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人(勝山)は、現在の墓地が山間地にあり、墓地に至る道も坂道で墓参りや墓地の維持管理が困難になっていることから、自宅の近くに墓石を移転するため、畑1筆18㎡を、墓地用地に転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[ ]万円、墓地区画建設[ ]万円。費用の内訳として、[ ]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、36番推進委員さんから説明をお願いいたします。

36番推進委員 議長。

議長 はい、36番推進委員。

36番推進委員 36番でございます。

2番についてご説明を申し上げます。

10月2日に農業委員と同行いたしまして、申請人本人と面接、現地確認を行いました。申請人の墓地は現在自宅の裏山の中腹にあり、自宅から約10

0 mのところなんです、急斜面を歩いていく場所で、近年はイノシシが上のほうから石を落とすというようなことで管理するのに苦労しております。できるだけ楽なところに墓を設けたいということで、今回自宅横に移転するものでございます。申請地の位置ですが、県道勝山新見線の月田と富原の中間にあります、県道から北に約2キロ入ったところに本人の自宅がございます。その自宅の約10 mのところを計画しております。周辺の状況ですが、東側が自宅、そして西側が道路、南も道路、そして北は山というふうになっておりますので、周辺農地への影響は全くないと考えます。その他指摘事項もありません。審議方よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第56号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議長

はい、事務局。

事務局次長

議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は5件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、[ ]地区に[ ]工場を所有し経営しており、[ ]の製造販売、[ ]製品の製造販売をしております。このたび、事業拡大に伴い、現在使用している工場敷



地では材料や製品等の資材置場のスペースが狭いため、適切な工場敷地を確保する必要性が生じており、現在の工場に隣接して効率的に活用できる、申請地、田1筆305㎡を、譲渡人（ ）から譲り受け、資材置場に整備を行うため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 万円、土地造成 万円。資金の内訳として、 万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 失礼します。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員です。

番号1についてご説明いたします。

10月6日に推進委員が確認いたしました。現地立会いは譲渡人と譲受人の代理人として 工場の工場長が立ち会ってくれました。事務局からご説明がありましたように、譲受人のほうは資材置場が不足しているので拡張したいと日頃から考えておったということでもあります。譲渡人については、当該田が自宅から遠いこと、それから狭い変形の田であるということから、ここ二、三年耕作をやめてきたと。非常に楽なんで、今後耕作の気持ちが全くなくなると。こういう条件が相まって、お互いの話、希望が相まって所有権移転の契約が成り立ったということがございます。申請地の位置であります が 地区にある国道313号と に挟まれた一画に の工場があるんですけれども、その南端に接した の土手ののり面等に挟まれた非常に狭隘な田んぼでございます。周辺の状況ですけれども、東側は岡山自動車道の残土置場、西と北は の工場敷地、南側は の土手ののり面という状況であります。したがって、周辺農地への影響ですけれども、周辺に農地は存在せず、全く問題ございません。現場を立会った結果の指摘事項ですけれども、何もございません、なしであります。以上でご説明を終わります。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、譲受人（落合）は、 の西側に隣接する自己所有地で 店舗を経営しておりますが、 以外にも地元の利用者が来られるため、駐車場スペースが狭い

ことに併せ[ ]の駐車スペースもなく困っていたところ、譲渡人（落合）と売買の話がまとまり、申請地、畑1筆142㎡を譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[ ]万円、土地造成[ ]万円。資金の内訳として、[ ]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 議長。

議長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 推進委員29番。

ただいま説明がありました議案番号2番につきましては、去る10月2日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、ただいま説明がありましたとおり、[ ]のお客さんの駐車場が狭く、また[ ]のすぐ前で[ ]の休憩所を営んでおります。駐車場もなく、地域の住民の通行道も狭く、荷物の搬送、お客様のためにも駐車に非常に困っておりました。そのことから近隣の土地を検討していたところ、譲渡人との話がまとまったことから、露天駐車場として申請を行うものです。申請地の位置ですが、譲受人の住居は[ ]から南へ約1キロほどありますんですが、住居から直線で50mほどのところに[ ]を営んでおります。東隣の位置に駐車場を設けようとしておりますが、その周囲は畑が少しあるのみで、前は[ ]となっております。周囲の状況ですが、東は畑、西は現在営業しておりますコインシャワー、南も畑、少し北に向かったところですけど[ ]の駐車場、バスの止まれる場所があります。周辺農地への影響ですが、申請地の東側、南側に畑がありますが、本申請は露天駐車場で、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。近隣住民の方には、転用するための同意を得ております。以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものとなると思ひます。周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、よろしくご検討をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、使用借人（久世）は、実家で両親と祖母、使用借人の家族合計7人で暮らしていますが、子供の成長に伴い、手狭となったため、使用貸人（久世）である父が所有する、申請地、田1筆290㎡を借受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため■■■円、土地造成■■■万円、建物施設■■■万円。資金の内訳として、■■■万円。建蔽率は28%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんより説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員でございます。

審議許可番号3番、使用貸借権設定について現地調査の報告をいたします。

10月3日、使用貸人の立会いをいただきまして現地確認の調査を行いました。使用借人は、現在は使用貸人の自宅に同居しているという現状でございます。2世代が同居いたしておりましたが、家族の人員等が増えていくに従いまして手狭になったということで、新しく隣接して宅地として建設するものでございます。申請地の位置でございますが、申請地は市道に隣接しており、使用貸人の自宅の隣の土地でございます。また、この地図上にございます■■■■が雑種地という扱いになっておりますが、その奥側にあります使用貸人、使用借人の住居に市道から入る私道ということに現在なっております。周囲の状況ですが、東側は道路、西側は畑、南側も道路、北側も宅地ということでございます。この申請に出されております土地のぐるりは全て使用貸人が所有権を持った土地という形になっておりますとともに、一般の市道がぐるりと囲んでおるという状況でございます。この申請に当たりまして、日照、通風等の支障を来すことがないと思われます。申請地に隣接した畑地もありますが、申請地と畑地の間には1mぐらいの段差があり、通風等は問題ないと思われます。

以上、報告いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（市内社会福祉法人）は、市内で特別養護老人ホームを経営

しております。職員3名が転用予定地に隣接する住宅を平成22年から職員寮として借受け住んでいますが、駐車場がなく、玄関先や進入路の急なスロープ部分に車を止めており、非常に危険で困っていたところ、このたび寮として借り受けている土地、建物と併せて、申請地、畑1筆90㎡を、譲渡人（美甘）と市外の共有持ち2名から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■万円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 4番について説明します。

去る10月5日に譲受人である社会福祉法人の事務局員さんの立会いの下で現地調査を行いました。譲渡人さんとは10月4日に電話で聞き取り調査をいたしました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人は当地区にある社会福祉法人であります。社会福祉法人の■■■■として使用している屋敷の前庭の畑で、現在車等の駐車スペースが急勾配であり不便なため、譲渡人と、津山在住であります。話合い、譲渡が成立しましたので申請を行うものであります。申請地の位置ですが、当地区の中央付近で国道313号線■■■■より北へ約400mの場所で、■■■■の前にある畑であります。周辺の状況についてですが、東側は畑と田、西側は倉庫、南側は畑と民家、北側は■■■■となっております。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、露天駐車場であるので周辺農地への影響はないと思われます。

以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺への影響についても問題ないと思われますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 5ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、土木建築業を営んでおり、このたび米子自動車道の盛土補強工事に伴い、申請地、畑1筆753㎡のうち522.3㎡を、賃借人（湯原）から借受け、工事現場までの工事用道路及び資材置場に

使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、許可後から令和3年9月30日となっております。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応することです。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39番推進委員 議長。

議長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番推進委員です。

5番について説明いたします。

賃借人、市外業者ですが、現場事務所の責任者と9月30日に現場確認をいたしました。転用しようとする目的は、米子道ののり面の補強工事の中で、補強工事で排水のボーリングを実施するための進入道路、資材置場、資材といっても足場パイプとかボーリングの装置を置くための場所です。それで、一応工期は4月末を予定しておりますとのことです。それで、申請地の位置なんですが、                    に通じる市道から20mほど入った位置にあります。周辺の状況ですが、東側から北側に向けて                    に行く道がついております。それで、西側が                    、これは現場になります。それで、南が畑で、隣の筆と一緒に採草地として貸出しされておりました。それで、申請地周辺への影響ですが、申請地は草地であります。鉄板等を敷いて下に影響がないようにすることです。それと場所が畑の北側に位置しますが、日当たり等には問題ないと思われ。工事の排水はのり面に排水路があり、そこに流しますし、出た残土とかは現場事務所が別にあって、そこに残土置場をして処理をするということで聞いております。それと、耕作者に対して工事の同意は得られております。その他特に指摘事項はありませんでした。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第57号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程5、議案第58号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第58号について、6ページをお開きください。  
議案第58号、農用地利用集積計画の決定について。  
このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。  
案といたしまして、令和2年10月12日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全33筆でございます。  
以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第58号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第58号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第24号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程7、報告第25号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程8、報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程9、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 9ページをお開きください。

報告第24号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

次のページをご覧ください。

報告第25号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の4件がございました。番号2につきましては、備考に記載していますとおとり修正報告でございました。

1ページお進みください。

報告第27号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 報告第24号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第25号、農地転用の制限の例外に係る届出について、報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等がございましたらお願いいたします。

12番委員 すみません。

議 長 はい、どうぞ。

12番委員 それでは、報告第24号の1番なんですけども、許可の取りやめについてなんですけども、造成後の倉庫の建築を断念したというふうにあるんですけども、これは面積的には127㎡、別に届出をせんでも特例で届出だけで済むよう

な案件ではないかと思われまして、ただ土地の造成後の取りやめということになると、今までの農地にまた戻されるわけですかね。

議 長 事務局。

事務局次長 平成9年6月30日に県の会議に諮られた案件でして、現在の制度でいうと200㎡以下の農機具倉庫については例外的に転用を認めるということで申請で事が足りるということになってるんですが、この地番を調査していたところ、許可を得た案件です。ということで、一旦現在の総会に諮って、取りやめを請うか、報告しておくということになろうかと思えます。現場につきましては隣接する土地と擁壁を打って舗装のような形になっていまして、そこに過去倉庫を建てる計画で造成までやっています。話を聞くと、息子さん夫婦が来られて、当時小屋があった可能性もゼロじゃないらしいです。何かの拍子に取り壊して、今更地になってる状態なんですけど、建ってたことを証明するものが何もない。本来なら、その建ってた段階で地目を変えたりということをしておくべきことができてないというところで、更地にはなっています。しかしながら、原状に回復するのはちょっと厳しい現場の状況から、申請を一旦取りやめた形を取って、その後地目変更をかけるというような事務処理の指導をしております。

12番委員 分かりました。別に難しいことを言うんじゃないんですけども、結局時間の短縮ということで説明を省かれたんですけども、こういう案件についてはいろいろ問題が後々出てくるような感じがしますんで、できればこの取りやめについてこういうふうなことだったんですよということで説明していただければ納得いくかと思えます、その他の件については問題ありませんので。

議 長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 質問、意見等はほかにないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。よろしいですか。質問の続きを。行っていただいて結構です。

22番推進委員 今日事務局から配付された事務連絡という案件につきまして、私なりの感想を3点ばかりしゃべらせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、3ページの真ん中あたり、総会への調査報告の仕方なんですけれども、私は3年前から本総会に出席させていただいているんですけれども、少し違和感を感じてるのが、議長の発言で何番委員、推進委員さんから説明をお願いします、推進委員は、はい、議長、それで議長は何番推進委員、なぜこの繰り返しが必要なんかと、何番委員というのが3回



も出てくると。議長から何番推進委員説明しなさいと言われてたら、何番推進委員ですと発言して説明すれば事足りるんと違うかと。あまりにも堅苦しく雰囲気は堅いんで、出る意見が出ないときが長く感じておりました。これは私の個人感想でございます。意見を求める場合は、もちろん議長に発言を求めるわけですから、はい、議長、と挙手して議長にお願いするという手続が普通の感じと違うのかなと感じておりました。

それから、4ページ目の中山間の支払い制度でございますけれども、前回の総会で取りやめた協定は幾つあるのかというご質問をさせていただきました。今回、具体的な数字を提示いただき、なおかつ評価していただいたということで、私自身はまだ評価が十分じゃないと思うんですけれども、ここまでの評価をいただいたということで、今後委員としての発言、意見を申し上げやすくなると、今まではその中山間を維持するのが大変なんだろうという話しかできませんでしたけれども、これだけの数がこういう理由でやめるんやということで定性的な表現から定量的な意見が言えるデータを提供していただいたということで非常にありがたく、事務局の努力に感謝いたしております。

それから、同じく多面的機能交付金についても、制度の変化がなかったのかというご質問を前回の総会でさせていただきました。変化はありませんという回答ですけれども、皆さんご承知かどうか分かりませんが、中山間につきましてはかなり国の補助金が出ております。それから、多面的機能交付金というのは、農振地域の農用地に限り1反当たり3,000円ぐらいやったと思うんですけれども、結構な補助金が出ております。私がここ3年ぐらいで非常に気にしているのは、農振地域でやって集落の近辺というのは農用地になっておりません。ここの水利費が非常に上がって苦勞しているところがあります。こういうデータをいただきましたので、今後私としては機会あるごとにいろんなところに要望してまいりたいと思います。これだけのネタを与えていただいてありがとうございました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。事務局からお答えできることだけ。

事務局次長 お答えすることはないんですけれども、まず報告のときの流れですが、何となく分かりました。再々許可していただくというのは時間のほうもあれかなと思います。そちらについてはもう一度事務局のほうで再検討させていただいて、もう少しスムーズに説明に入れるようにしたいと思います。

先ほど中山間、多面につきましても、こういった資料を、大変簡単な資料しかご提示できてないのにもかかわらず、そのようなご意見をいただきありがとうございます。今後も皆様と一緒に事務局として活動をしていきたいとい

うふうに思っておるところです。地域に出向く際、先ほど最初にも言いましたけども、事務局に遠慮なくお声かけいただければと思います。一緒に行ってお話を聞くというのは事務局としても非常に大事なことでありますし、もし関係機関等の同席が必要であれば、私のほうで日程調整のほうもさせていただこうと思います。少ない情報提供の中の話になってます。また、必要な情報等があれば、個別にご連絡いただいて、それぞれ地区に応じたこれからの対策を検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにはございませんか。どうぞ。

23番推進委員 総会での調査報告についてですけれども、今日から事務局のほうは極力簡素化と簡略化ということがあったんですけども、以前と変わらないような感じがしたので、どこの部分を、特に4条、5条のそこではかなり詳しく以前と同じような感じでされてたんで、どのあたりをされたのかなということ、それに関して言うと、法的なこととか書類は事務局のほうで精査してオーケーだということ、この議案に出てくると思うんですね。我々はそのことが本当にそうなのかということ、これを現地に行って確認をしてくるということなので、もし本当に簡略しようと思えば、どちらかが本当に、例えば我々からでいうと、事務局の言われるとおりで、これで間違いないと思いますというのを簡単にいけるかと思えますし、その逆であれば、事務局は間に合わなくて調査に行った側がするということのほうがいいのかなと思うことと、それから最後に調査をした委員がご審議方よろしくお願いたしますと言うようになってはいますが、我々は調査をしに行った側でありますし、そのことを言うというのは私はちょっと抵抗があります。

それと、会議規則で決められているんで、この番号で氏名は言わないというふうになってるかというふうに思うんですが、私自身は何番の推進委員と呼ばれることには私は抵抗があります。これは意見として聞いておいていただけたらと思います。

以上です。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局のほうから何か、よろしいですか。

事務局次長 検討をさせていただきます。

議 長 ただいまの件につきましては、また事務局のほうで検討するというごこと、でございます。

それでは、これで10月総会を閉会したいというふうに思います。

次回11月総会は11月10日火曜日の午前10時からですので、よろしく  
お願いいたします。

(午前11時10分 閉会)